

九運鹿分第1404号の3
令和6年1月31日

(公社) 鹿児島県トラック協会会長 殿

九州運輸局 鹿児島運輸支局長



自動車検査証の有効期間の伸長について

鹿児島県鹿児島郡十島村（離島）においては、定期航路船が火災事故の影響により運航を休止しており、自動車を航送するフェリーの確保が困難な状況であることから、鹿児島郡十島村に使用の本拠の位置を有する自動車（以下、「対象自動車」という。）が継続検査を受けることができず、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。

このため、対象自動車について、別紙（写し）のとおり自動車検査証の有効期間を伸長する旨を公示したので通知します。

なお、当該公示の適用を受けた自動車を運行の用に供する場合は、その期間における自動車損害賠償責任保険の契約が令和6年3月1日までに必要ですので、念のため申し添えます。

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月3日から同年2月29日のものは、令和6年3月1日をもって満了するものとする。

記

鹿児島郡十島村

令和6年1月31日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長（公印省略）